

名古屋市立小学校及び中学校における学区外通学に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第8条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第33条の規定に基づき、名古屋市立の小学校又は中学校（以下「学校」と総称する。）のうち児童生徒の就学すべき学校を変更する場合における保護者の申請（施行令第8条の申立をいう。以下同じ。）その他の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定校 児童生徒の住所をその通学区域とする学校をいう。
- (2) 学区外通学 第4条の許可を得て、指定校以外の学校に就学することをいう。
- (3) 区長 学区外通学の対象となる児童生徒の住所が属する区域を所管する区長をいう。

(申請)

第3条 申請は、保護者が別表の区分に応じた申請書類を、区長に提出することにより行うものとする。

(許可)

第4条 区長は、前条の申請を相当と認めるときは、児童生徒の就学すべき学校を指定校以外の学校に変更すること（以下「許可」という。）ができる。

(許可の通知)

第5条 区長は、前条の許可をしたときは、速やかに当該申請をした保護者、当該児童生徒の指定校の長及び当該児童生徒が学区外通学をすることとなる学校の長に対し、通知するものとする。

(申請事由の変更・消滅)

第6条 第4条の許可により認める期間の途中で別表に定める要件が消滅した場合、当該児童生徒の保護者は、速やかに当該児童生徒が学区外通学をしている学校の長に対し別に定める転学届を提出するとともに、区長に対し事由

消滅届（別紙2）を提出しなければならない。

- 2 第4条の許可により認める期間の途中に当該児童生徒が別表に定める要件の内容の変更を伴う異動をし、引き続き学区外通学を希望する場合、当該児童生徒の保護者は、改めて区長に許可の申請をするものとする。
- 3 前項に規定する申請その他の手続については、第3条から第5条までの規定を準用する。

（許可の取り消し）

第7条 区長は、申請書類の記載に虚偽があったときは、第4条（前条第3項において準用する場合を含む。）の許可を取り消すことができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、学区外通学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年3月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙で残量のあるものについては、施行後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙で残量のあるものについては、施行後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に作成されている用紙で残量のあるものについては、施行後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている申請書、届等は、この要綱による改正後の各要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱の規定に基づいて

作成されている用紙は、この要綱による改正後の各要綱の規定にかかわらず、
当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

区分		要件	申請書類
1	身体的理由により近距離の学校に就学する場合	肢体不自由、心臓病等身体に障害のある児童生徒が、指定校以外の近距離の学校への就学を希望するものであること。	学区外通学許可申請書 (別紙1) 承諾書(別紙3) 医師の診断書
2	保護者の勤務地のある学区の小学校に就学する場合	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、勤務先で児童を保育している間、保護者の勤務地のある学区の小学校への就学を希望するものであること。(小学校4年修了を限度とする。なお、特別の場合は最大限小学校6年修了まで許可期間を更新することができる。)	学区外通学許可申請書 (別紙1) 承諾書(別紙3) 勤務先の証明書(営業許可書、責任者の証明等) 誓約書(別紙4)〔更新で小学校6年修了まで申請するときのみ〕
3	学童保育施設のある学区の小学校に就学する場合	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、学童保育施設を利用している間、その施設のある学区の小学校への就学を希望するものであること。(小学校4年修了を限度とする。なお、特別の場合は最大限小学校6年修了まで許可期間を更新	学区外通学許可申請書 (別紙1) 承諾書(別紙3) 保育施設長の証明書 勤務先の証明書 誓約書(別紙4)〔更新で小学校6年修了まで申請するときのみ〕

		することができる。)	
4	住所移転予定地の学区の学校に就学する場合	住所の移転が確定していて、転居時が学期の途中となるため、その学期の始めからあらかじめその学区の学校への就学を希望するものであること。	学区外通学許可申請書(別紙1) 承諾書(別紙3) 入居が確実に行われる旨の証明書(住宅公社、公団、建築・不動産業者等の証明したもの)
5	小学校6年生及び中学校3年生の特例の場合	小学校5年生及び中学校2年生の修了式以後に住所を移転する場合で、卒業まで引き続き従前の学校への就学を希望するものであること。	学区外通学承諾書(別紙5) ※学区外通学許可申請書(別紙1)は省略する。
6	1学期始業式以後に住所を移転する場合	1学期始業式以後に住所を移転する場合で、その学年末まで従前の学校への就学を希望するものであること。(小学校6年生及び中学校3年生の場合は、区分5で申請する。)	短期学区外通学承諾書(兼誓約書)(別紙6) ※学区外通学許可申請書(別紙1)は省略する。
7	住宅の建替による場合	住宅の建替により一時的に他学区に住所を移転し、建替終了後に元の学区に戻る場合で、その間従前の学校を希望するものであること。	学区外通学許可申請書(別紙1) 承諾書(別紙3) 建替による移転である旨の証明書(住宅公社、公団、建築・不動産業者等の証明したもの)
8	通級指導教室	通級指導教室に通級する場合	学区外通学許可申請書

	設置校に就学する場合	で、設置校への就学を希望するものであること。	(別紙1) 承諾書(別紙3)
9	帰国児童受入学級又は帰国生徒受入学級に入級する場合	保護者の勤務等により引き続き1年以上海外に在留し、帰国後3年以内の日本語教育等を必要とする者が、帰国児童受入学級又は帰国生徒受入学級への入級を希望するものであること。または、卒業年次にある帰国児童受入学級の児童が、帰国生徒受入学級への入級を希望するものであること。	学区外通学許可申請書(別紙1) ㊦入学承諾書(別紙7)
10	親類宅のある学区の小学校に就学する場合	保護者の就労等により留守家庭児童となるため、親類(児童から3親等以内)に児童を昼間預けている間、親類宅のある学区の小学校への就学を希望するものであること。(小学校4年修了を限度とする。なお、特別の場合は最大限小学校6年修了まで許可期間を更新することができる。)	学区外通学許可申請書(別紙1) 承諾書(別紙3) 勤務先の証明書(営業許可書、責任者の証明等) 児童預かり書(別紙8) 児童の戸籍謄本(外国籍児童の場合は、申述) 誓約書(別紙4)〔更新で小学校6年修了まで申請するときのみ〕
11	地理的理由により近距離の学校に就学す	自宅から指定校までが遠距離(小学校2km以上、中学校3km以上)であり、かつ、通学に際し	学区外通学許可申請書(別紙1) 承諾書(別紙3)

	る場合	て特に配慮を必要とする場合に、自宅から最も近距離となる学校を希望するものであること。	地理的理由により近距離の学校へ就学する場合の意見書(別紙9) 地理的理由により近距離の学校へ就学する場合の通学方法(別紙10)
12	その他の場合	いじめにより心身の安全が脅かされるような深刻な悩みを持っている児童生徒が転学を希望し、かつ、転学により就学環境の改善が見込まれるものであることその他のやむを得ない事由と認められるものであること。ただし、教育委員会と協議する。	学区外通学許可申請書(別紙1) 承諾書(別紙3) 協議参考資料

(注)

- 1 区分の 2、3 及び 10 で更新する場合には、保護者は区役所（支所）へ出向き、改めて学区外通学の申請手続きが必要。
- 2 区分の 6 は、小学校 1 年生及び中学校 1 年生の 1 学期にあつては、入学式以後の住所移転の場合について適用する。
- 3 「承諾書」は、学区外通学を希望する学校の長の承諾書とする。ただし、区分の 6 の場合は、学区外通学を希望する学校の長と指定校の長の承諾書、両方を必要とする。
- 4 区分の 11 は、別紙 10 を指定校の長に提出し、指定校の長の意見書（別紙 9）及び学区外通学を希望する学校の承諾書をあわせて申請する。

(別紙 1)

学区外通学許可申請書 年 月 日 (宛先)名古屋市 区長 保護者 現住所 _____ _____ 氏名 _____ 電話番号 () _____			
児童生徒氏名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日	児童生徒との関係	
希 望 学 校 名	名古屋市立 学校		
期 間	年 月 日 から まで		
現在通学している学校名	学校第 学年		
事 由			
(注) 1. 学区外通学を希望する学校の長の承諾書を付けてください。 2. 「期間」欄は、事由により治ゆするまで、第○学年修了まで、卒業まで等を記入してください。 3. 「事由」欄への記載が長文にわたるときは、別紙に記入して添えてください。			

(別紙 2)

事 由 消 滅 届

年 月 日

(宛先)

名古屋市 区長

保護者

現住所 _____

氏 名 _____

下記の児童生徒は学区外通学の許可を受けていましたが、その事由がなくなりましたから、届け出ます。

児童生徒氏名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日	児童生徒との関係	
事由消滅理由			

(別紙 3)

承 諾 書

年 月 日

現住所

保護者氏名 様

名古屋市立 学校長

学区外通学の申請がありました下記の者の本校への通学について承諾いたします。なお、学区外通学の正式な許可は区長が行いますから、本書をお持ちのうえ、区役所（市民課または支所市民係）へお申し出ください。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 生年月日
- 3 現住所
- 4 学区外通学申請の理由

(別紙 4)

誓 約 書

年 月 日

(宛先)

名古屋市 区長

(保護者)

現住所 _____

氏 名 _____

(児童氏名)

このたび申請しました _____ の学区外通学について許可期間が終了したのち、中学校入学時からは 名古屋市立 _____ 中学校に進学させることを誓約します。

(別紙 5)

学 区 外 通 学 承 諾 書

年 月 日

保護者現住所 名古屋市 区

保護者氏名

名古屋市立 学校長

下記児童生徒の通学を承諾いたします。なお、正式の許可は、区長が行いますから、本書を区役所（市民課または支所市民係）へ提出してください。

記

児童生徒氏名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日	児童生徒との関係	
転 居 先 住 所	名古屋市 区	〔学区名 〕	
期 間	年 月 日 から卒業まで		
通学方法（具体的に記入してください。）			

- (注) 1. 本書は、「小学校 6 年生又は中学校 3 年生で、それぞれ小学校 5 年生又は中学校 2 年生の修了式以後に住所を移転する場合の特例」に使用してください。
2. 学区名は小学校の場合は小学校名、中学校の場合は中学校名を記入してください。
3. 「期間」欄には実際の転居の日を記入してください。

(別紙 6)

短期学区外通学承諾書(兼誓約書)

保護者

様

名古屋市立 学校長

名古屋市立 学校長

下記児童生徒の短期学区外通学を承諾いたします。なお、正式の許可は区長が行います。

名古屋市 区長様

下記児童生徒は、住所異動をしますが、学年末まで異動前の学校である名古屋市立 学校へ通学させ、新学年からは異動後の学校である名古屋市立 学校へ通学させることを誓約します。

保護者氏名 _____
記

児童生徒氏名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日	児童生徒との関係	
異動前の住所	名古屋市 区 [学区名]		
異動後の住所	名古屋市 区 [学区名]		
期 間	年 月 日 から学年末まで		
住所異動前の学校への通学方法（具体的に記入してください。）			
通学距離 約 km			
通学時間 約 分			

(別紙 7)

㊦ 入 学 承 諾 書

年 月 日

保 護 者 様

名古屋市立

学校長

下記児童生徒の入学（帰国児童受入学級又は帰国生徒受入学級）を承諾します。

児童生徒 氏名		学年	第 学年	性別	男・女
		生年月日	年 月 日		
保護者氏名		児童生徒 との関係			
現住所					
入学年月日 (予定)	年 月 日				
この書類を、お住まいの地区の区役所（支所）へ提出してください。 当校への学区外通学許可書が発行されます。					

※ この書類は、学区外から通学する児童生徒の保護者に発行してください。

(別紙 8)

児 童 預 か り 書

年 月 日

(宛先)

名古屋市 区長

児 童 氏 名	
児童の生年月日	年 月 日生

上記の児童は、保護者の就労等により留守家庭児童となるため、下記の者に預かってもらうことになりましたので、届出します。

保 護 者 住 所	名古屋市
保 護 者 氏 名	
児童との続柄	

上記の件について、私（又は配偶者）は児童が小学校から帰宅する時間には自宅にいます。保護者の就労等が終わるまで児童を預かることを確かに同意しました。また、児童との続柄等について官公署に照会することに同意します。

児童を 預かる者の住所	名古屋市
児童を 預かる者の氏名	
児童と 預かる者の続柄	

(別紙 9)

年 月 日

名古屋市 区長 様

名古屋市立 学校長

地理的理由により近距離の学校へ就学する場合の意見書

1. 児童生徒

- (1) 児童生徒氏名(性別) :
- (2) 生 年 月 日 :
- (3) 保 護 者 氏 名 :
- (4) 児童生徒との続柄 :
- (5) 現 住 所 :

2. 学区外通学の申請理由

自宅から指定校が遠距離（小学校 2km、中学校 3km 以上）であり、かつ、通学に際して特に配慮を必要とすると認められるため、指定校より近距離となる学校へ就学することが適当である。

(1) 距離に関すること

本 校 へ の 通 学 実 距 離 : k m

近距離の学校への通学実距離 : k m

〔近距離の学校の学校名 : 名古屋市立 学校〕

(2) 特に配慮を必要とすること

(別紙 10)

地理的理由により近距離の学校へ就学する場合の通学方法

(宛先)

名古屋市立

学校長

保護者住所 _____

保護者氏名 _____

指定校より近距離となる学校へ就学することを希望します。また、その際は
下図の通学路を利用して通学します。

記

児童生徒氏名		性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生	児童生徒 との続柄	
※ 通学方法（具体的に記入してください。）			

(上記の地図を記入する時の注意点)

- ① 自宅から指定校への通学路、②自宅から就学を希望する学校への通学路、
この2つが明確にわかるよう記入してください。